



ページ番号
1011699

罹り 災証明書・被災証明書 の申請について

資産税課
(本庁舎1階)

☎0538-37-4809
FAX 0538-33-7715

申請期限は災害発生日から6カ月以内

「罹災証明書」、「被災証明書」とは

災害により被災した家屋などの被害程度や原因などを証明するものです。

▼罹災証明書

住家の被害程度を証明するもの

▼被災証明書

住家以外の建造物や工作物（物置、カーポートなど）の被災事実を証明するもの

これらの証明書は支援金の支給や義援金の配分、家屋の応急修理などの判断材料として活用されます。また、保険金や見舞金の請求、学校や会社からの災害給付金など各種支援の届け出にも活用されます。

申請の方法

申請書の所定の項目に記入し、必要



▲罹災証明電子申請



▲被災証明電子申請

必要書類

- ・証明申請書
- ・(市ホームページからダウンロード可)
- ・被害の状況を確認できる写真

申請の期限

災害発生日から6カ月以内（厳守）

火災による「罹災証明書」

消防本部および消防署、分遣所で受け付けています。

ページ番号
1001485

空き家・空き地の雑草の 管理をお願いします

環境課
(西庁舎1階)

☎0538-37-2702
FAX 0538-37-5565

所有地の適正な管理をお願いします

空き家や空き地の雑草繁茂や樹木のはみ出しについて、市に多くの相談が寄せられています。

土地所有者の方へお願い

- ・最低年2回、^{剪定}剪定や除草を行い、隣家や道路へはみ出さないようにしてください
- ・定期的な除草などが困難な場合は、業者などへ依頼してください
- ・転居する場合は、転居後の連絡先と土地、建物の管理方法について、自治会または隣家へお伝えください

地域（自治会）の方へお願い

- ・土地や建物を残したまま転居する方がいる場合は、転居後の管理者と連絡先を聞いておきましょう
- ・雑草繁茂している土地について、所有者の連絡先が把握できている場合は、直接、除草などを依頼してください

市の対応

- ・所有者や所有者の所在が不明な場合は市で調べ、所有者へ除草などを依頼します。早期解決に努めますが、時間を要する場合があります
- ・所有者に代わって市が除草などを行うことはできません

市の相談窓口

空き家の雑草など	建築住宅課	☎37-4851
農地の雑草など	農林水産課	☎37-4813
道路・河川へはみ出した雑草など	道路河川課	☎37-4808
市が管理する公園の雑草など	都市整備課	☎37-4806
その他の雑草など	環境課	☎37-2702

事業者と自然保護団体が 連携した環境保全活動

桶ヶ谷沼の自然を未来へ

連携の背景

市内の自然保護団体では、活動を支える人材不足が課題となっています。一方で、市内の事業者からは、「地域の環境保全に協力したい」という声が寄せられていました。

そこで市が仲介し、令和5年度から、事業者・自然保護団体・行政が連携して桶ヶ谷沼の保全活動を行っています。

昨年度は、12社の事業者が参加し、草刈りや外来植物の除去など、自然環境を守る活動を行いました。

参加事業者を募集しています

桶ヶ谷沼の環境保全には、多くの人の力が必要です。地域の自然を守り、次世代へつないでいくため、参加事業者を募集しています。

環境貢献活動は、地域とのつながりの強化や、社内の一体感向上にもつながります。

詳しくは、環境課へお問い合わせください。

令和7年度の活動

市の昆虫「ベッコウトンボ」の生息環境を整えるため、整備作業を行いました。

- ① 生い茂った草木を伐採し、日当たりのよい環境を整えました
- ② 水辺を整備し、トンボが生息しやすい環境づくりを行いました



① 草木の伐採作業



② 人工池の掘削作業



環境課

(西庁舎1階)

☎0538-37-4874

FAX 0538-37-5565

令和7年度予算執行状況

市の財政状況をお知らせします

市では、条例に基づき、市の財政状況を年2回公表しています。令和7年度下半期(令和8年3月31日現在)の予算執行状況をお知らせします。

予算の執行状況

会計名	予算額	収入済額	支出済額
一般会計	897億7,426万円	690億625万円 (収入率 76.9%)	711億5,070万円 (支出率 79.3%)
特別会計 (国民健康保険・介護保険など)	346億1,431万円	321億1,831万円 (収入率 92.8%)	303億1,274万円 (支出率 87.6%)
公営企業会計 (水道事業・下水道事業・病院事業)	439億811万円	351億4,911万円 (収入率 94.0%)	402億7,194万円 (支出率 91.7%)

市有財産

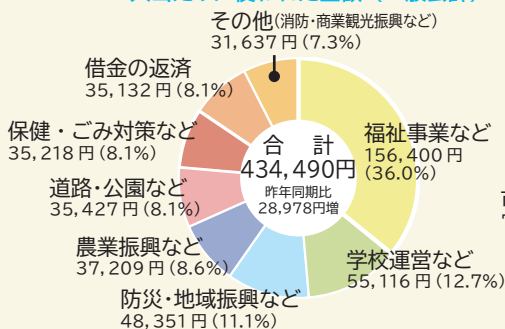
区分	現在高
土地	516万4,634㎡
建物	48万8,896㎡
基金※	139億3,682万円
有価証券	8億7,158万円

地方債・一時借入金

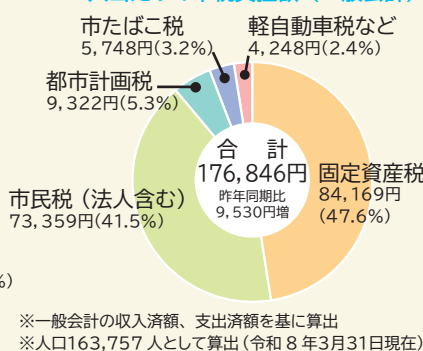
種類	現在高
地方債	503億7,190万円
一時借入金	0円

※基金とは条例に基づいて積み立てた市の貯金のことです

一人当たりに使われた金額 (一般会計)



一人当たりの市税負担額 (一般会計)



※一般会計の収入済額、支出済額を基に算出
※人口163,757人として算出(令和8年3月31日現在)

財政課

(本庁舎4階)

☎0538-37-4883

FAX 0538-36-8954



ページ番号
1001872

未来につなぐ 今から始める “健幸”習慣

健康増進課
(1 プラザ3階)

☎0538-37-2011
FAX 0538-35-4586

健診は健幸への第一歩

助成を使って健康診断とがん検診をお得に受けよう

生活習慣病は気づかないうちに進行するため、年に1度の健康診断が生活習慣病の予防・早期発見につながります。また、がん検診はがんを無症状のうちで早期発見し、適切な治療を行うことで、がんによる死亡のリスクを減少させることにつながります。市では、費用の一部を助成していますので、ご利用ください。

健康診断

対象者／国民健康保険加入の方・

後期高齢者医療制度加入の方
受診方法／集団バス健診・開業医健診・
人間ドック

※今年度から、後期高齢者医療制度に加入している方も集団バス健診が選べるようになりました

がん検診

対象者／市内在住の方

※年齢要件などあり

受診方法／集団バス健診他

お手元に受診券またはがん検診の日程表がない方、受診方法の変更を希望する方、令和8年4月1日以降に転入や国保に加入された方は、電子申請または電話で健康増進課までご連絡ください。なお、加入されている医療保険や年齢により、ご案内できる内容が異なります。

詳細は市ホームページをご覧ください。



▲ホームページ



▲電子申請

生活習慣を切り替えるチャンス
健康診断の結果によって、無料で保健師・管理栄養士から生活習慣の見直しサポートが受けられます。

～サポートを受けた方の声～



中性脂肪や血糖値が高いとなぜいけないのかが分かり、飲み物の種類に気を付けるようになりました。(70代男性)

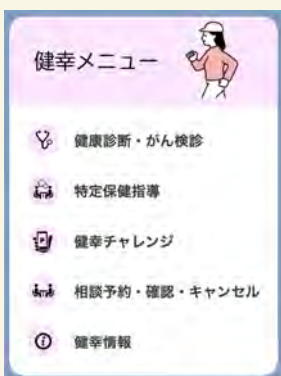


体重が増えた原因を振り返ることができ、禁酒とストレッチの目標を決めて、7kg減量できました。(50代女性)

LINEの健幸メニューが充実します

健康診断・がん検診の受診券の申し込みや、「たのしっぺい健幸チャレンジ」が市公式LINEでできるようになります。

「たのしっぺい健幸チャレンジ」とは？
皆さんの健康づくりを応援する制度です。自分なりの目標を決めて、楽しみながら健康づくりに取り組みましょう。ポイントをためて応募すると、お得な優



※画像はイメージです。実際のメニューとは異なる場合があります



▲ホームページ



▲市LINE公式アカウント

※昨年同様チャレンジシートでの応募も可能です。詳細はホームページをご覧ください

28日(日)

待サービスを受けられる「ふじのくに健康いきいきカード」の交付や抽選にて景品を獲得できます。
開催期間／7月17日(金)～令和9年2月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が改定されました

国保年金課
(本庁舎1階)

☎0538-37-4863
FAX0538-37-4723

送付される通知書をご確認ください

国民健康保険税について

市の国民健康保険は、支出に対して収入が不足する厳しい財政運営が続いています。これに加え、県がこれまで行ってきた事業費納付金の負担軽減措置は、令和8年度以降実施しない方針が示され、令和6年度税率改定時の計画では歳入不足を補いきれない見込みとなりました。これを受け、下記のとおり税率を改定しました。

令和8年度の国民健康保険税については、納税通知書を7月中旬に送付します。通知書には、年間の保険税額や納期ごとの納付額などが記載されています。国民健康保険税は世帯主が納税義務者となり、世帯単位で国民健康保険に加入されている方の所得の内容に応じて算出します。詳しくは通知書に同封のパンフレット、または市ホームページをご覧ください。

国民健康保険税の改定内容

区分	現行	令和8年度	令和9年度	
医療給付費分	所得割率	5.60%	6.25%	6.40%
	資産割率	10.00%	廃止	-
	均等割額	24,000円	26,200円	27,000円
	平等割額	19,200円	19,200円	19,200円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.25%	2.40%	2.50%
	均等割額	9,200円	10,400円	11,200円
	平等割額	6,800円	7,400円	7,600円
介護納付金分(40歳~64歳)	所得割率	1.90%	2.00%	2.10%
	均等割額	14,000円	15,600円	16,600円
子ども・子育て支援納付金分	所得割率	-	0.27%	未定
	均等割額※	-	1,840円	
合計	所得割率	9.75%	10.92%	未定
	資産割率	10.00%	廃止	-
	均等割額	47,200円	54,040円	未定
	平等割額	26,000円	26,600円	26,800円
賦課限度額	介護分あり	109万円	113万円	未定
	介護分なし	92万円	96万円	

※子ども・子育て支援納付金において、均等割額に18歳以上被保険者均等割額(1人あたり140円)を含んでいます。18歳未満の方は、子ども・子育て支援納付金均等割額が軽減されます

子ども・子育て支援納付金分について
令和8年度から子育て施策の拡充に充てるため、「子ども・子育て支援金制度」が新設され、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料において、「子ども・子育て支援納付金分」が賦課されます。賦課方法は、所得割と均等割の2方式となります。

後期高齢者医療保険料の改定内容

区分	現行	令和8・9年度	
		医療分	子ども分
所得割率	9.49%	9.35%	0.25%
均等割額	47,000円	51,100円	1,400円
賦課限度額	80万円	85万円	21,000円

後期高齢者医療保険料について
後期高齢者医療保険料は、医療費や現役世代とのバランスを考慮し、2年ごとに改定されます。
令和8年度の保険料額決定通知書は8月中に送付する予定です。制度の詳細については、7月中に送付する資格確認書または資格情報のお知らせに同封のパンフレット、または市ホームページをご覧ください。



ページ番号
1012656

スポ☆カル IWATAの取り組み

放課後活動課
(西庁舎3階)
☎0538-37-4828
FAX 0538-36-1517

部活動地域展開の進捗状況

部活動地域展開

令和8年9月から市立中学校のすべての部活動で、休日の部活動を実施しません。それに代わる活動として、「SPO☆CUL IWATA」(スポカル)を実施します。9月以降は大会やコンクールには、スポカルのクラブで出場します(部活動では出場しません)。

平日は学校で部活動を実施しますが、男子バレー、サッカー、水泳、弦楽の4つの部活動については、平日・休日ともスポカルとして活動するため、学校の部活を廃止します。

令和9年度以降、可能な種目から順次、平日も地域展開させていきます。今後、平日もスポカルを実施する場合、その種目の学校部活は廃止していきます。

遅くとも令和13年までには、すべての学校の部活動の地域展開を完了する予定です。

スポカルのクラブの分類

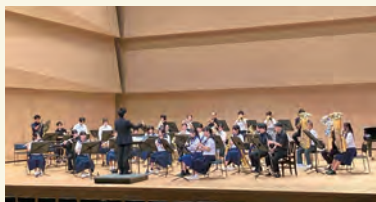
令和8年9月からスポカルのクラブは「A区分」と「B区分」に分かれます。

A区分

主に学校部活動から再編・移行されたクラブで、これまで部活動が参加してきた大会やコンクールに出場していくクラブです。

B区分

これまでの部活動にはなかった種目を中心として地域から参画していただいているクラブです。クラブによっては、希望すれば、その種目の大会などに出場することができるクラブもあります。



▲ホーム
ページ

9月からは1人2つまでスポカルクラブに所属することが可能になります。「A区分」と「B区分」の両方のクラブに所属することが可能です。また「B区分」のクラブ2つに所属することも可能です。ただし、活動の重なりには注意が必要です。

※「A区分」のクラブ2つに所属することはできません

「A区分」のクラブは、6月下旬から7月中旬にかけて募集します。磐田市立中学に通学する生徒には、コードモンで募集開始の案内をします。またスポカルホームページでも広報を行います。市内在住の中学生であれば、ごなたでも参加可能です。

詳しくはホームページをご覧ください。

A区分とB区分のクラブ一覧 ※ () 内は募集するクラブ数

A区分	野球クラブ(4)、ソフトボールクラブ(1)、男子バレーボールクラブ(2)、女子バレーボールクラブ(2)、男子ソフトテニスクラブ(1)、女子ソフトテニスクラブ(1)、卓球クラブ(3)、男子バスケットボールクラブ(3)、女子バスケットボールクラブ(3)、サッカークラブ(3)、剣道(1)、柔道(1)、水泳(1)、陸上(3)、吹奏楽(2)、合唱(1)
B区分	ボクシング、バドミントン、サッカー、ダンス、将棋、プログラミング、吹奏楽、弦楽、極真空手、空手、ゴルフ、トランポリン、女子ラクロス、カポエイラ、女子ソフトテニス、ラグビー、硬式テニス、美術、茶道、ボードゲーム ※ B区分のサッカー、女子ソフトテニスは教室活動です。B区分の吹奏楽は、コンクールには出場しません

誰もが自分らしく 輝ける共生社会へ

6月23日～29日は『男女共同参画週間』です

自治デザイン課
(本庁舎2階)

☎0538-37-2118
FAX 0538-32-2353

決めつけのないことで、可能性が広がる

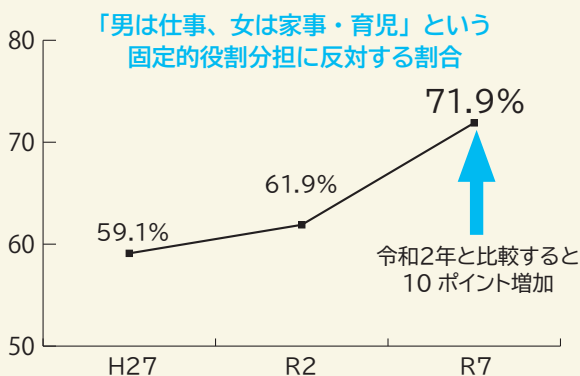
一人一人が自分らしく活躍できる社会は、すべての人にとって生きやすい社会です。

時代とともに、私たちの暮らし方や働き方はますます多様になっています。「これは女性の役目」「これは男性の仕事」とはじめから性別で決めつけることなく、それぞれの得意なことや状況に応じて柔軟に協力し合うことで、家庭や職場、地域がより豊かなものとなります。

日常の中でのきめこみ

例えば、家事や育児、仕事、地域活動など日常のあらゆる場面で、お互いを尊重しながら、力を合わせることで、誰もが生きやすい社会への第一歩です。

この機会に、私たち一人一人にできることを一緒に考えてみませんか？



資料：磐田市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)
磐田市市民意識調査 (R2、R7)

ページ番号
1010664

地域活動を学ぶ地域デザイン カレッジ磐田開校

持続可能な地域活動に向けて

自治デザイン課
(本庁舎2階)

☎0538-37-4811
FAX 0538-32-2353

私たちの住むまちをより良いものにするために、自治会、地域づくり協議会、地区社会福祉協議会など地域の団体が日々活動を行っています。しかし、時代の移り変わりとともに、まちの環境や市民の暮らしは大きく変化し、新たな社会問題や地域課題が生まれています。

このような状況下で地域活動を持続可能なものにするため、地域住民同士の交流を図りながら対話を重ね、解決策を共に考えていく講座「地域デザインカレッジ磐田」を開催します。

地域デザインカレッジ磐田とは

第1回は地域活動の概要について講演会方式で学んだ後、ワークショップ形式で情報交換会を行い、地域活動の課題について参加者同士で対話を行いながら交流を深めます。どなたでも参加可能です。第2回以降は参加申込いただいた5団体程度が、それぞれの課題に対し、ワー

クシヨップ形式で解決策を検討していきます。全6回を予定しています。

第1回

とき／7月5日(日)午後1時30分～
ところ／竜洋なぎの木会館

講義室203・204

参加費／無料

申込／電子申請で自治デザイン課へ

第2～6回

参加費／無料

対象／市内で地域活動を行っている

団体や自治会(5団体程度)

申込／7月に申込開始予定です。日

時など詳しくは市ホームページ

をご覧ください

講師

里山くらしLABO

池田水穂子氏、河村将雄氏



▲電子申請